

栗橋国際カントリー倶楽部

細 則

第1条(入会基準)

本クラブに入会するには、下記の各項を全て満たさなければならない。

1. 本クラブの品位と秩序を乱す恐れのない者。
2. 本クラブの会員に対して著しく不快の念を与える恐れのない者。
3. 過去5年以内に破産の宣告を受けていない者。
4. 成年被後見人でない者。
5. 暴力的行為を行う恐れのある集団に属さない及び関係者でない者。
6. 刑事犯たる履歴のない者。
7. 他のゴルフクラブ及び同等の会員組織において、除名または資格停止もしくはそれに類する処分を受けたことのない者。
8. 本クラブ会員(1年以上在籍)1名の推薦保証のある者。
9. 入会資格年齢は、満20歳以上とする。
10. 前各項において、総務委員会で協議のうえ承認された場合はこの限りではない。

第2条(違背行為)

1. 入会決定後に、入会基準に違背することが判明した場合は、入会を取り消す。
2. 入会後に、入会基準に違背することが判明した場合は、除名処分とする。

第3条(名義書換料(別途消費税))

1. 正会員……………150,000円
 2. 平日会員(土曜付)……………100,000円
 3. 平日会員…………… 50,000円
- 尚、会員の3親等までの相続・贈与及び同一法人内の記名者変更の場合は、上記名義書換料の半額とする。

第4条(会員資格変更料(別途消費税))

正会員から平日会員への会員資格変更料…………… 30,000円

尚、変更する会員の種類は月～金曜日に施設利用する平日会員に限り、毎年2月1日～2月28日の平日に東京事務所(翌年度(4月～)からの資格変更を受け付ける。但し、平日会員の定数を超える場合は、退会者が発生した場合に限り受け付ける。

第5条(会員資格保証金)

2001年1月21日以降、入会にあたり会員資格保証金を必要としない。

第6条(年会費(別途消費税))

1. 正会員(個人・法人)…………… 28,000円
 2. 平日会員(土曜付)(個人・法人)…………… 20,000円
 3. 平日会員(個人・法人)…………… 14,000円
 4. ファミリー正会員(個人・法人)…………… 28,000円
 5. ファミリー平日会員(個人・法人)…………… 14,000円
- 尚、ファミリー会員を登録されている正会員及び平日会員の年会費は登録された次年度以降、上記金額の半額とする。

第7条(諸事務手続き費用(別途消費税))

1. 氏名変更・社名変更(会員証、ネームプレートの再発行を含む)……………20,000円
2. 入会保証金及び会員資格保証金預かり証紛失の場合……………50,000円
3. 会員証紛失の場合……………5,000円
4. ネームプレート紛失の場合……………5,000円
5. 住所変更……………無料

第8条(入会保証金・会員資格保証金預かり証の盗難・紛失)

盗難・紛失等により証券再発行の場合は、申請書に保証人2名を記し、本人及び保証人の印鑑証明書各1通を添えて会社まで提出しなければならない。但し、提出された日より1ヶ月間クラブハウスに掲示され、異議など支障がなければ再発行される。

第9条(会員証の紛失)

会員証を紛失した場合は、所定の念書を提出。

第10条(ネームプレートの紛失)

ネームプレートを紛失した場合は、所定の念書を提出。

第11条(キャンセル料(別途消費税))

1. キャンセル対象日を毎年10、11月の土日祝日とし、プレイ日の3日前午後5時以降より発生し、会員、ビジターを問わず1人当たり2,000円とする。
但し、クラブ主催の公式競技、オープンコンペおよび通常プレイで前日午後5時までには連絡のない無断キャンセルの対象日を通年とし、上記と同条件とする。
2. 3組以上(11名以上)のコンペのキャンセル対象日を通年とし、組単位で取消しとなる場合はプレイ日の10日前午後5時以降より発生し、会員、ビジターを問わず1人当たり2,000円とする。
3. キャンセル料は、予約取消し日を含め30日以内にクラブ指定の金融機関に振込むものとするが、その納付がない場合は納付されるまでプレイ予約はできず、ビジター扱い料金とする
4. 悪天候でアメダスによる午前9時から午後3時までの雨量が20mmを超えた場合、又は本クラブが予期せぬ理由で施設利用が困難と判断した時のキャンセル料は発生しないものとする。

第12条(土日祝日の1組4B未満の場合の加算料金)

3Bの場合700円、2Bの場合1,500円、1Bの場合4,000円を加算する。但し、メンバータイム、競技会を除く。

第13条(提携施設の利用)

会社の提携する施設を会員が利用する場合は、その施設毎に定める利用条件、約款等の諸規則を遵守する。

第14条(個人情報の保護)

本クラブは価値あるサービスを提供するために、会員またはゲストより必要な範囲で個人情報を預かり、法令に基づいて細心の注意をもって取り扱う。

なお、個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、適宜見直し改善をはかるものとする。

1. 預かる個人情報(氏名、住所、電話番号、ファックス番号、携帯電話番号、電子メールアドレス、年齢、性別、職業、役職、担当者など特定の個人を識別できるもの)は、必要な範囲に限定し、以下の目的のために利用する。
 - (1) クラブ施設の利用に関連し連絡を取る目的
 - (2) 商品やサービスに関する情報を提供する目的
 - (3) 事業運営に係わる分析を行う目的
2. 個人情報は、下記の場合を除き第三者に提供しない。
 - (1) 同意がある場合
 - (2) 特定の個人を認識できない状態(統計・資料等)で開示する場合
 - (3) 当社の機密保持義務を負う業務委託先に対し、必要な範囲において開示、共有する場合
 - (4) 法令に基づき開示又は提供を認められている場合
3. 個人情報保護法及び関連法令に基づき適正な安全管理と保護に努め、従業員に対し個人情報の適切な取扱い等について教育を行い、その保護に万全を期するよう努める。
4. 本人から個人情報の照会や訂正、追加又は削除について申し出た場合は、本人であることを確認したうえで照会への回答、情報の訂正、追加又は削除をする。

第15条(施行)

1. この細則は、2005年6月1日より施行する。
2. この細則は、第3条および第5条決議に伴い2006年4月1日より施行する。
3. この細則は、第5条決議に伴い2006年11月13日より施行する。
4. この細則は、第4条決議に伴い2007年6月3日より施行する。
5. この細則は、第3条決議に伴い2009年4月1日より施行する。
6. この細則は、第4条決議に伴い2009年8月22日より施行する。
7. この細則は、第11条決議に伴い2013年4月1日より施行する。
8. この細則は、第11条決議に伴い2014年10月1日より施行する。
9. この細則は、第12条決議に伴い2022年10月1日より施行する。